

原議保存期間	5 年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各管区警察局長

警 察 庁 丁 生 企 発 第 6 5 9 号
令 和 4 年 1 2 月 1 5 日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の手續について（通達）

標記の件については、警察庁生活安全局と国土交通省自動車局との間で締結した「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」（令和4年12月15日付け警察庁丙生企発第121号別添。以下「取扱い」という。）の手續を別紙のとおり定めたので、各都道府県警察においては、適正な運用に努められたい。ただし、本通達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、本通達による改正後の様式によるものとみなし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

なお、施行日は令和5年1月1日とし、「「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の手續について」（令和4年6月22日付け警察庁丁生企発第314号）は廃止する。

別紙

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合 の取扱いについて」の手続

1 趣旨（取扱い第1）

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する場合の取扱いについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第49条の3及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第232条の2において、「自主防犯活動用自動車」の定義、基準が定められており、警察から青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準及び細目告示に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

なお、自主防犯活動に使用する自動車である旨は、自動車検査証に記録される（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第26号）ものである。

2 警察の証明

(1) 自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体の該当性の判断（取扱い第2の1の(1)の⑤）

申請に係る団体がここでいう「①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体」に該当するかどうかについては、団体の公益性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した上で、判断すること。

(2) 継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれることの認定（取扱い第2の1の(2)）

ここでいう「自主防犯パトロール」とは、専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールを意味するもので、配達、通勤その他の業務を兼ねて、青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を行うことは、十分な活動が行えず、地域住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねないため、認められない。また、防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動も自主防犯パトロールとは認められないので留意すること。

「自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること」の認定は、青色防犯パトロールを実施しようとする団体（以下「申請団体」という。）の活動実績や活動計画を踏まえて判断することとし、継続性の判断に当たっては、原則として週1回以上の活動が

あることを基準とすること。

(3) 予想される事案に対し適切に対応できることの認定(取扱い第2の1の(3))

「自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること」とは、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合において警察への通報等について適切に対応できることを意味し、その認定は、申請団体及び青色防犯パトロールを行うことが予定される申請団体の構成員の防犯活動に関する実績、経験等を考慮して判断すること。

青色防犯パトロールを行うことが予定される者については、こうした実績、経験等が十分である場合を除き、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等の対応方法その他の青色防犯パトロールにおける留意事項を内容とする青色防犯パトロール講習を受講させ、その受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力を判断すること。

青色防犯パトロールを開始して以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後概ね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させること。受講しない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について再度検討すること。

なお、青色防犯パトロール講習の実施者は、警察本部若しくは警察署の生活安全部門担当者又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から委嘱を受けた防犯活動アドバイザーとする。

このほか、申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合や反社会的勢力との関係が認められる場合などは、本制度の趣旨に反することはもちろん、予想される事案に対し適切に対応できると認められないので留意すること。

また、申請に係るパトロールの実施地域がパトロールを実施する人数等に照らして広過ぎるなど適当でないと判断される場合には、是正の指導を行うこと。

(4) 申請の窓口（取扱い第2の2、3）

証明の申請の窓口は、警察署の生活安全担当課とする。生活安全担当課は、申請団体が主体の適格性を有しているかどうか、及び申請書類に不備がないかどうかを確認の上、警察本部の生活安全担当課に申請書類を進達すること。

(5) 申請の主体等（取扱い第2の2）

証明の申請の主体は、自治会長等の申請団体の代表者とする。

申請は、申請団体が青色防犯パトロールに使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールに従事する者について記載の上、行わせることとし、青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて実施する場合には、当該自動車についての使用承諾書を添付させること。

なお、複数の団体が共通の自動車を使用して青色防犯パトロールを実施する場合、申請団体ごとに証明の適否を検討するため、各団体が共通して使用する

自動車も含め使用する全ての自動車及び青色防犯パトロールを実施する者について記載し、証明の申請を行わせること。

証明の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 証明申請書（別記様式第 1 号）

イ 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第 2 号）

ウ 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第 3 号）

エ 誓約書（別記様式第 4 号）

オ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

カ 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料

キ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料

(6) 証明書、標章及びパトロール実施者証の交付（取扱い第 2 の 4）

警察本部長は、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書（別記様式第 5 号）を申請団体の代表者に交付するとともに、当該自動車が青色防犯パトロールを実施する車両であることを証する標章（別記様式第 6 号）及び青色防犯パトロールを実施する者であることを証するパトロール実施者証（別記様式第 7 号）を交付すること。

(7) 自動車検査証への記録（取扱い第 2 の 5）

証明書の交付を受けた団体は、各自動車の使用者を伴って、各自動車単位に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けることとなる。

(8) 証明書、標章及びパトロール実施者証の再交付（取扱い第 2 の 6）

証明書の交付を受けた団体が証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付申請書（別記様式第 8 号）を受理することとし、警察署を経由して警察本部に書類を進達し、再交付を行うこと。この場合、き損又は汚損した標章又はパトロール実施者証を返納させること。

(9) 証明書記載事項の変更（取扱い第 2 の 7、8）

証明書の交付を受けた団体が証明書に記載された事項を変更しようとするときは、記載事項変更申請書（別記様式第 9 号）に証明書及び必要な書類を添付させて受理することとし、警察署を経由して警察本部に書類を進達し、変更箇所を修正の上、交付すること。

この場合、記載内容を変更する標章又は青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の標章についても返納させること。

(10) パトロール実施者の変更（取扱い第 2 の 9、10）

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールの実施者を変更しようとする

るときは、パトロール実施者変更申請書（別記様式第10号）を受理することとし、警察署を経由して警察本部に書類を進達すること。

この場合、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を返納させること。

なお、新たな青色防犯パトロールの実施者については、青色防犯パトロール講習の受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力について判断し、パトロール実施者証を交付すること。

(11) 証明書等の返納（取扱い第2の11）

証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したときは、返納届（別記様式第12号）を受理することとし、警察署を経由して警察本部に書類を進達すること。

この場合、証明書、標章及びパトロール実施者証を返納させるとともに、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の使用者に対し自動車検査証の備考欄に記録された自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録の削除の申請を促すこと。

(12) 証明の取消しと運輸支局等への通知（取扱い第2の12、13）

警察本部長は、次の場合には証明を取り消すことができる。

ア 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき。

イ 証明の申請の内容に虚偽があったとき。

ウ 証明書の交付を受けた団体が青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。

エ 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。

オ 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったときその他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。

カ パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。

キ 取扱い第2の1(4)に掲げられた事項を遵守していないと認められたとき。

この場合、証明書取消通知書（別記様式第11号）により証明を受けた団体に通知するとともに、返納届により証明書、標章及びパトロール実施者証の返納を行わせること。

また、証明を取り消した旨を、速やかに、運輸支局等へ別紙1「（返納・取消）連絡票」を使用し電子メール等により通知するとともに、自動車検査証の記録事項の削除についても教示すること。

なお、軽微な違反で指導により是正が可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されない場合には証明を取り消すこと。

(13) 運輸支局等からの連絡（取扱い第2の14）

自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車について、「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」に係る変更等

がある場合に、運輸支局等に申請する前に、警察への証明書記載事項変更申請がなされ証明書の書き換えがなされていなければ、運輸支局等は自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を抹消するとともに警察本部長へ別紙２「記録事項の変更連絡票」を電子メール等により送付することとしている。

従って、証明を受けた団体が証明書記載内容のうち、自動車検査証の記録内容に係る変更を行う場合には、警察における手続を先行させるよう教示すること。

3 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明（取扱い第２の１の(4)②及び⑦）

(1) 対象となる活動

既に青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書の交付を受けている団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織（以下「要請団体」という。）又は警察から要請を受け、青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）を行う活動

(2) 手続

ア 要請団体からの要請の場合

(ア) 証明書の交付を受けている団体は、デモンストレーション等を行う場合、デモンストレーション等実施申請書（別記様式第13号）及び要請団体が作成した文書（以下「要請文書」という。）を、青色防犯パトロールの実施地域を管轄する警察署を経由して、警察本部長に申請しなければならない。

(イ) 警察本部長は、デモンストレーション等実施申請書が証明書の交付を受けている団体からのものであること、及び要請文書の内容を確認の上、実際に運行する地域を管轄する警察署長に対し、活動を認める旨を通知する。

この場合、警察本部長又は通知を受けた警察署長は標章（別記様式第14号）を作成し、申請した団体に交付するものとする。

(ウ) 交付を受けた標章は、デモンストレーション等のために運行する間、当該自動車の後方から見えるように掲示するものとし、運行終了後は速やかに返納させること。

イ 警察からの要請の場合

証明書の交付を受けた団体は、警察からの要請により、デモンストレーション等を行う場合については、上記(ア)の手続を要しない。

標章の交付にかかる手続等は、上記(イ)、(ウ)と同様とする。

(3) その他

デモンストレーション等を行う場合は、必要に応じて交通部門と協議すること。

4 自動車の塗色

自動車の車体の色を、警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、国民にとって当該自動車が警察車両であるかのごとく

誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」などと大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置をとるよう指導すること。

なお、青色回転灯等を装備しない自主防犯パトロール用車両についても、これと同様の指導を行うこと。

5 違反車両の取締り等

警察からの証明を受けないで、青色回転灯等を装備した自動車を運行した場合は道路運送車両法第99条の2の不正改造等の禁止違反となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど、厳正に対処すること。

なお、同法第54条の2により、地方運輸局長は、整備命令・使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則が課される。

6 運輸支局等との緊密な連携の確保

この取扱いの運用に当たっては、運輸支局等との緊密な連携を確保すること。

7 別記様式について

この通達で示した別記様式は、各都道府県警察で定める申請書類、標章及びパトロール実施者証等の標準的な様式を定めたものである。ただし、別記様式第5号、別紙1及び別紙2については取扱いで定められた様式であることから、変更することなく使用すること。

証 明 申 請 書				
年 月 日				
警 視 総 監 道府県警察本部長 殿 〇〇方面本部長				
申請団体の名称 代表者の氏名				
青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することが できる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。				
団 体	名 称			
	所在地			
	電話番号	(F A X)		
代 表 者	氏 名		年齢	
	住 所			
	電話番号	(F A X)		
	緊急時の連絡先			
団 体 の 区 分	☐ ①都道府県 ☐ ②市区町村 ☐ ③都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 ☐ ④都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体 ☐ ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 号の一般社団法人又は一般財団法人 ☐ ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の法人 ☐ ⑦地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体 ☐ ⑧上記①～⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると思われる団体 ☐ ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者			

	(該当する項目の□にレを入れる。⑨については括弧内に①から⑧のいずれかの丸数字を入れる。)	
青色回転灯等を装備しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

【添付書類】

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）
- ③ 誓約書（別記様式第4号）
- ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面
- ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

備考

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用
者との関係の欄を除く。）は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認
の上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両
番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装備しようとする自動車複数ある場合には、継続用紙を使用
すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発 足 年 月	年	月
	団 体 の 規 約	☐ あり ☐ なし （「あり」の場合には添付すること）	
	会 員 数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること）	
	主たる構成員		
	会 員 名 簿	☐ あり ☐ なし （「あり」の場合には添付すること）	
	主な活動内容 （複数可）	☐ 自主防犯パトロール ☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ その他（ ）） ☐ 防犯広報 ☐ 危険個所点検・地域安全マップ作成 ☐ 防犯教室・講習会 ☐ 防犯指導・診断 ☐ 環境浄化 ☐ 子供保護・誘導 ☐ 乗り物盗予防 ☐ 放置自転車対策 ☐ 駐車・駐輪場警戒 ☐ その他（ ）	
活 動 状 況	☐ 毎日 ☐ 週に（ ）回 ☐ 月に（ ）回 ☐ 不定期		
青色防犯パトロールの概要	実 施 地 域		
	実 施 時 間 帯		
	実 施 期 間 （委託の場合は期間）	（委託期間 年 月 日～ 年 月 日）	
	実 施 方 法	車両 台、従事者 名で実施	
	パトロール計画書	☐ あり ☐ なし （「あり」の場合には添付すること）	
	自動車による 防犯パトロール 経験の有無	☐ あり（ 年 月～ 年 月 ） ☐ なし （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）	
	自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）		

備考

- 1 構成員の欄は、〇〇町町内会の有志、〇〇小学校に通学する児童の保護者、〇〇商店街の有志、〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3 号

青色防犯パトロール実施者名簿					
年 月 日現在					
【団体の名称】					
番号	氏名	青色防犯パトロール 講習受講年月日	番号	氏名	青色防犯パトロール 講習受講年月日

備考

- 1 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
〇〇方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長
〇〇方面本部長



年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用関係との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
発行日 年 月 日	警 視 総 監 道府県警察本部長 〇〇方面本部長
	印

(裏)

注意事項
1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。
2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
3 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。
4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第 7 号

(表)

パトロール実施者証		番号
氏 名		
所属団体名		
パトロール実施地域		
発行日 年 月 日		警 視 総 監 道府県警察本部長 〇〇方面本部長
		印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日			
年 月 日	講習実施者	年 月 日	講習実施者

注意事項

- 1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。
- 3 講習受講後、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。
- 4 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。

備考
用紙の大きさは、縦 5. 5センチメートル、横 8. 5センチメートルとする。

再 交 付 申 請 書

年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
〇〇方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付を受けたく、
申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

備考

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 9 号

証明書記載事項変更申請書			
年 月 日			
警 視 総 監 道府県警察本部長 殿 〇〇方面本部長			
申請者の名称 代表者の氏名			
次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。			
証明書の交付年月日及び番号			
団体の名称及び所在地			
変更内容	【旧】	【新】	
団体の名称及び所在地			
代表者の住所及び氏名			
使用自動車	車名及び型式		
	種別及び用途		
	塗色		
	車体の形状		
	自動車登録番号 又は車両番号		
	車台番号		
	使用の本拠の位置		
	所有者		
	使用者		
申請者と車両の使用者との関係			
パトロール実施地域			

【添付書類】 - 代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書 - 使用自動車変更時・・・ ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面 ② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料 ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料 ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章 - 実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図
--

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

パトロール実施者変更申請書 年 月 日 警 視 総 監 道府県警察本部長 殿 〇〇方面本部長 申請者の名称 代表者の氏名 次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。			
団体の名称			
番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

- 備考
- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

		第	号
		年	月 日
証明取消通知書			
申請者の名称			
代表者の氏名		殿	
		警 視 総 監	印
		道府県警察本部長 〇〇方面本部長	
下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。			
記			
1	証明を取り消す団体の名称及び所在地		
2	証明書の交付年月日及び証明書番号 年 月 日 第 号		
3	使用車両 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係		
4	証明を取り消す理由		
注意			
運輸支局等に対し、自動車検査証の記録事項の削除申請を行うこと。			

備考

- 1 3の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

返 納 届

年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
〇〇方面本部長

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由
- 6 返納する標章 枚
- 7 返納するパトロール実施者証 枚

備考

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなった場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

警 視 総 監
道府県警察本部長 殿
〇〇方面本部長

団体の名称
代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

		番号	
青色回転灯等装備車 (デモンストレーション運行実施中)			
自動車登録番号又は車両番号		使用団体名	
運行の目的		実施地域	
発行日	年 月 日	警 視 総 監 道 府 県 警 察 本 部 長 方 面 本 部 長 警 察 署 長	印

(裏)

注意事項
1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するもの（デモンストレーション）として警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。
2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
3 青色回転灯等を点灯させての運行中は、自動車の後方から見えるように掲示してください。
4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

第 号
年 月 日

(返 納・取 消) 連 絡 票

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当官 殿

〇〇警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

記録事項の変更連絡票

〇〇県警本部
生活安全担当課 御中

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記録事項の変更がされ、備考欄から自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。